

木造店舗の耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助をしています！

木造の店舗や事務所などの地震対策大丈夫！？

昭和56年5月以前に建てられた木造建築物は耐震性が不足している可能性があります

昭和56年5月31日以前の木造店舗等が対象

※居室があり、居室部分の床面積が延べ面積(建家全体の面積)の1/2以上であること等が条件がありますので、大分市開発建築指導課へご相談ください。

※事業者との契約前に大分市への申請が必要です！



昭和56年
5月31日以前の
木造店舗等

①耐震診断

建築物が地震に対して、どの程度建物強度を持っているのか、耐震性を調べるのが「耐震診断」です。この診断により大規模な地震に対する安全性がわかります。

・補助金額…診断費用の10/10(規模等により上限あり)

延べ床面積 条件	床面積 $\geq 100\text{m}^2$		
	床面積 <math>< 100\text{m}^2</math>		
		建築時の図面あり	建築時の図面なし
上限額	3,670円×床面積(m^2) 又は90,000円の低い額	95,000円	110,000円

②耐震改修

耐震診断の結果、建築物の耐震性が不足と認められ、適切な補強工事を行うのが「耐震改修」です。

・補助金額…改修費用(補強設計・監理費含む)の2/3

条件	耐震改修
上限額	100万円

条件①～③のいずれかに該当する場合は補助金額の上限額が120万円となります。申請前に確認(相談)してください。

【条件】

- ① 床面積 $\geq 180\text{m}^2$
- ② 昭和34年12月末日までに建築されたもの
- ③ 耐震診断(精密診断法のみ)の結果、各階の上部構造評点が0.4未満と判定されたもの

補助金に関するお問合せ先

大分市役所 7階 開発建築指導課 8:30~17:15(土・日・祝日は除く)

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL:097-585-5072 FAX:097-534-6201 E-mail:

kensido@city.oita.oita.jp

